

○金融庁
財務省 告示第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年 金融庁 告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年 月 日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹
財務大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域) 第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(次条において「令」という。)(第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。 一 アイルランド 二 五 「略」 六 イタリア 七・八 「略」 九 ウズベキスタン 十 「略」 十一 英領バージン諸島 十二 「略」 十三 オーストリア 十四 オランダ 十五 「略」 十六 キプロス 十七 ギリシャ 十八 クロアチア	(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域) 第一条 「同上」 「号を加える。」 一 四 「同上」 「号を加える。」 五・六 「同上」 「号を加える。」 七 「同上」 「号を加える。」 八 「同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 九 「同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

十九・二十	「略」
二十一	ジャージー
二十二・二十三	「略」
二十四	スウェーデン
二十五	スペイン
二十六	スロバキア
二十七	スロベニア
二十八・二十九	「略」
三十	チェコ
三十一	デンマーク
三十二	「略」
三十三	トルコ
三十四・三十七	「略」
三十八	ハンガリー
三十九	「略」
四十	フィンランド
四十一	フランス
四十二	ブルガリア
四十三	「略」
四十四	ベルギー
四十五	ポーランド
四十六・四十七	「略」
四十八	マルタ

十・十一	「同上」
「号を加える。」	
十二・十三	「同上」
「号を加える。」	
「号を加える。」	
「号を加える。」	
「号を加える。」	
十四・十五	「同上」
「号を加える。」	
「号を加える。」	
十六	「同上」
「号を加える。」	
十七・二十	「同上」
「号を加える。」	
二十一	「同上」
「号を加える。」	
「号を加える。」	
「号を加える。」	
二十二	「同上」
「号を加える。」	
「号を加える。」	
二十三・二十四	「同上」
「号を加える。」	

四十九 「略」

五十 マン島

五十一 南アフリカ共和国

五十二 「略」

五十三 ラトビア

五十四 リトアニア

五十五 「略」

五十六 ルーマニア

五十七 「略」

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条 令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

一 アイルランド

二 アメリカ合衆国

三 アラブ首長国連邦

四 アルバニア

五 イスラエル

六 イタリア

七 インド

八 インドネシア

二十五 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

二十六 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

二十七 「同上」

「号を加える。」

二十八 「同上」

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条 令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、前条各号に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	五十五	リトアニア	「号を加える。」
	五十六	リヒテンシュタイン	「号を加える。」
	五十七	ルーマニア	「号を加える。」
	五十八	ルクセンブルク	「号を加える。」